

さん

燦

事務所報
SUN 第13号
2008年7月発行



OIKE LAW OFFICE

弁護士 井上 博隆	弁護士 長谷川 彰
弁護士 野々山 宏	弁護士 坂田 均
弁護士 永井 弘二	弁護士 長野 浩三
弁護士 草地 邦晴	弁護士 小原 路絵
弁護士 茶木真理子	弁護士 上里美登利
弁護士 住田 浩史	弁護士 谷山 智光
弁護士 北村 幸裕	弁護士 福市 航介
	事務局一同

暑中お見舞い申し上げます。

当事務所も本年7月で開設13周年を迎えることになりました。昨年12月には、北村幸裕弁護士・福市航介弁護士が入所し、弁護士も14名となりました。さらに今年12月には新たに1名の弁護士が入所する予定です。

いよいよ来年5月からは裁判員制度がスタートします。また、「消費者庁」創設に向けての動きも本格化してきました。

社会の変化に伴い法的ニーズもますます多様化しています。当事務所も現状に満足することなく、弁護士一人一人が個性を発揮し、迅速かつ充実した法的サービスをご提供すべくさらなる研鑽を積んでまいり所存です。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

〔写真〕長刀鉾見送：雲龍波濤文様綴錦

（うんりゅうはとうもんようつづれにしき）

京都の夏を彩る祇園祭。山鉾のまわりを飾る織物は豪華絢爛で、祭りに華を添えます。

背面に掛けられる織物は、見送（みおくり）と呼ばれます。写真は長刀鉾の見送で、平成16年に168年ぶりに復元新調されました。

鉾先きに大長刀（おおなぎなた）をつけた長刀鉾は、古来より「くじとらず」といって毎年必ず巡行の先頭に立ちます。長刀は疫病邪気をはらうと言われ、生稚児（いきちご）が乗るのも今ではこの鉾だけです。

御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階

TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012

E-mail oike-law@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

2008/7
No.13

メタボ健診で誰が得するの？

弁護士 永井 弘二
nagai@oike-law.gr.jp



2006年の医療制度改革によって、今年4月から健保組合でメタボ健診が実施されます（＊1）。生活習慣病を予防して医療費を抑制するという目的で始まったものですが、その目的はかなうのでしょうか？

まず、メタボの診断基準に大きな疑問があります。日本の基準は、腹囲男85cm、女90cm各以上の他に、空腹時血糖値110mg/dl、高脂血症150mg/dl、高血圧130/85mmHg各以上のうち2つに該当です。腹囲は肥満度指標であるBMI（＊2）の平均に根拠があるとされていますが、実は、日本のBMI肥満基準である25以上の科学的根拠は希薄です。住友生命での500万件にのぼるデータの解析では、BMI21～27くらいまでは死亡指数（死亡率）に差はなく、それ以下及び以上で死亡率が上昇します（図1 医薬ビジランスセンター発行「薬のチェックNo.24」より引用）。高脂血症（中性脂肪）も150mg/dl以上のの方が死亡率が少ない傾向にあるとも言えます（後藤順子ほか、厚生省の指標53（2）：27-34、2006）。血圧も、世界26カ国1万9000人の追跡調査研究（HOT研究）では、降圧剤で無理に血圧を下げた場合、心筋梗塞による死亡率は減っても、全体としての死亡率は増加するという結果が示されています（図2 医薬ビジランスセンター発行「薬のチェックNo.25」より引用）。つまり、メタボ基準を超える人の方が全体としての死亡率が低い傾向にあることになります。診断基準検討委員会ではメタボによる循環器病の危険性を根拠としています。そこでの研究はただか1000人程度の研究に過ぎず、また、死亡率や罹患率を見るのではなく単に腹囲や内臓脂肪面積と上記の基準数値（リスクファクター）の該当数との関連を見ているに過ぎません。

人の健康を問題にする以上、最終的な生存（死亡）や少なくとも疾病への罹患を問題とすべきところ、予め決めた基準数値（それ自体根拠希薄であるのは上記のとおり）と腹囲や内臓脂肪の量を検討しただけでは科学的な根拠を持つとは言い難いのではないのでしょうか。

そして、メタボ健診が強制されることによりそれ自体で医療費が嵩むこととなりますが、それ以上に、このような低いメタボ基準によって、本来健康な人を病人もしくはその予備群にしてしまっ、治療や生活指導を行うことになり、不要な医療費が嵩むことにもなります。さらには、不要な治療（特に薬物投与）によって、健康な人が本当に健康を害することにならないかが危惧されます。医薬品はもちろん貴重なものですが、本来、人体にとっては異物であることが本質であり、不要な薬物投与は無用な生体反応によって人体を痛め病気にしたり寿命を縮める可能性があるのです。

そうすると、医療費を抑制するどころか、結局、病気を作り出して医療費の高騰を招くことになってしまうかもしれません。

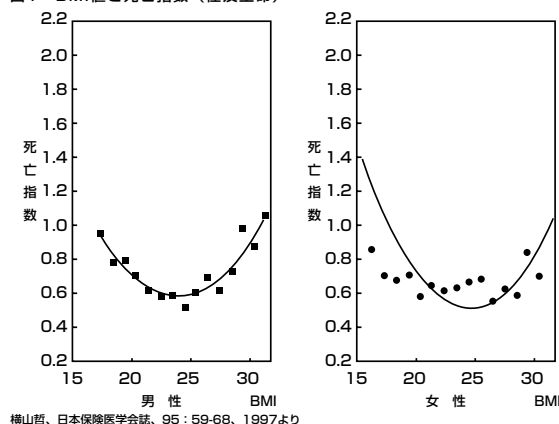
フィンランドでは、高血圧（140/90以上）、高コレステロール（260以上）、喫煙、肥満などの危険因子を持っている成人男

性1222人を2つに分け、一方は食事療法、薬物療法等を5年継続し、他方は何もしないという研究を行い、その後18年（計23年）の追跡調査をした結果は、治療群の死亡率15.5%に対し、何もしない群では10.7%の死亡率に過ぎなかったという結果があるということです（Strandberg T.E 他, Br.Heart J, 74（4）：449-454, 1995）。治療をすれば必ず良くなるというわけでもないということになるかもしれません。

今回の低いメタボ基準で恩恵を受ける人たちというのはいったい誰なのでしょう？

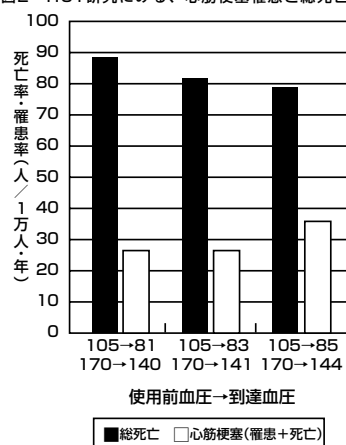
- ＊1 企業健保組合や市町村国保などに義務づけられ、40～70歳の人、扶養家族などが対象。メタボ及びその予備軍と診断された人には治療や生活指導がなされる。
- ＊2 体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）で示され、米国では30以上を肥満としているが、日本では22が基準で25以上が肥満とされている。ちなみに米国のメタボ基準の腹囲は男102cm、女88cm各以上で、BMI30以上の平均に相当するとされている。

図1 BMI値と死亡指数（住友生命）



横山哲、日本保険医学会誌、95：59-68、1997より

図2 HOT研究にみる、心筋梗塞罹患と総死亡



ロバート・ラウシェンバーグ

弁護士 坂田 均
risakata@kclc.or.jp



先日、ニューヨークに出かけたときに久しぶりに近代美術館に行ってきました。セザンヌ、ゴッホ、ピカソ、シャガール、カンディンスキーなど相変わらず存在感のある作品が並んでいました。なかでも、ネオダダの旗手で2008年5月12日になくなったばかりのロバート・ラウシェンバーグの作品が印象的でした。「Factum 1」と「Factum 2」と名付けられた2つの絵は、全く同じ時期に、同じように描かれた同一の作品です。作品の説明書きにはラウシェンバーグの次のような言葉が引用されていました。

「全ての絵画に共通するものは、描写 (paint)、色彩 (color)、そしていくらかの応用の方法 (some means of application) である。この基準からは2つの作品が似たものとして描かれていようが、違ったものとして描かれていようが、私には重要なことだとは思えない。」

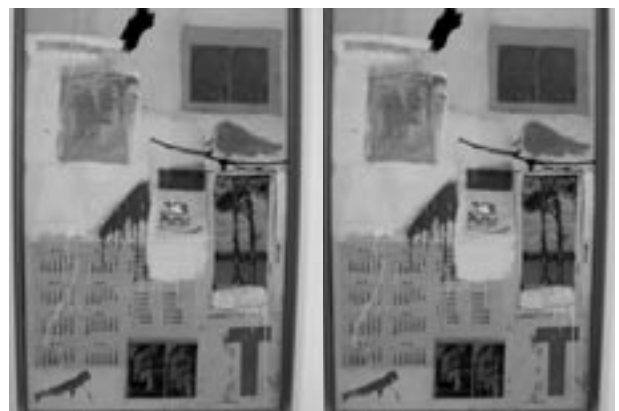
ラウシェンバーグの作品には、ケネディ元大統領や宇宙船の写真を貼り付けものや、本物の自転車や羊の剥製を利用したものがあります。現代社会を象徴するものや既製品を作品に取り込むことによって、既存の価値を批判しているといわれています。ポップアートの代表作であるアンディ・ウォーホールのキャンベルスープ缶を並べた作品は、ラウシェンバーグの影響を強く受け、既製品を社会の象徴として描くことで社会の持つ問題をえぐり出しています。

このような観点から彼の言葉を読んでもみると、絵画は、社会の中にある既存のものと鑑賞者をつなぐ媒体としての役割を有するに過ぎない。媒体としての絵画は、画家もしくは鑑賞者のそれぞれの受け止め方によって異なった意味づけがなされ得るものですから、2つの同一の作品が並べられていても、それは異なる作品になり得るのだ、ということではないでしょうか。ラウシェンバーグ

にとっては、既存のものを描くことは既存のものとは同じではないということなのです。

著作権法の世界で、類似性の判断をするに場合、両作品の表現上の本質的特徴を比較することになりますが、考慮する要素としては、描かれている対象物、色彩、構成、テーマ、描く手法などさまざまです。著作権法の観点からは、「Factum1」と「Factum2」が互いに依拠して描かれているということであれば、両者は明らかに複製の関係にあります。

しかし、この判断はネオダダやポップアートの作品を評価する場合には、自明の理であるとはいえないのかもしれません。描かれている対象物のもつ意味が重要になってくるのかもしれません。更にいうなら、絵画の類似性を検討する場合には、表現上の本質的要素を一義的に捉えるのではなく、その絵画の所属するクラスごとに異なる要素を強調すべきものであるといえるのかもしれません。



(ニューヨーク近代美術館所蔵)

里親って何？

弁護士 小原 路絵

kohara@oike-law.gr.jp



現在放映中のNHKの連続テレビ小説「瞳」をご覧になった方はいらっしゃるでしょうか。かくいう私も数回しか見ておらず、大層なことは言えないのですが、このドラマでは、里親がテーマとして取り上げられています。

里親が増えない主な理由としては、制度が知られていない（75.3%）、血縁意識が強いなど社会的偏見が強い（70.3%）、育児不安など子育てが難しそうに思われている（59.4%）というアンケート結果があります（※1）。

そこで、今回、私の里親に関する知識をご紹介させて頂き、里親に関する議論のきっかけにいただけたら幸いです。

里親といわれれば、血のつながりがない親子が一緒に暮らしているのかなという大体のイメージはあるかと思うのですが、それが、児童福祉法上の制度の一つであることはご存じでしょうか（私などは、以前は、里親というのは、篤志家などが個人的に何かの縁で生物学上、自分の子どもでない子どもを育てているだけなのかと思っていました。）。

里親とは、里親委託といって、児童養護施設などと同様に、何らかの事情で、親元で暮らせない子どもに対して、里親の元で養育してもらうことを選択するという児童相談所等の措置の一つなのです。

里親の児童福祉法上の定義は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（「要保護児童」）を養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認めるもの」（6条の3）とされており、養育里親、短期里親、親族里親、専門里親の種類があり、その認定の基準も定められています（里親の認定等に関する省令）。

里親というと一つの家庭で一人又は二人の子どもを養育することが多いのですが、いわゆる里親ファミリーホームといって、およそ4～6人の子どもを小規模グループ形態の住居で養育していることもあります。後者については、平成20年3月4日、第169回国会に、厚労省が制度化することを児童福祉法の改正案として提出しています。

厚労省の統計によりますと（※2）、平成15年2月1日現在で里親家庭数は1958世帯、児童数は2454人でし

た。養護施設に委託されている児童数が30416人でしたので、養護施設の約8%ということになります。また、平均委託期間は、4.2年でした。

ちなみに、アメリカでは、2001年度、里親委託は、親戚、非親戚を含め、要保護児童の72%にもものぼります（※3）。

私の中では、以前、児童自立支援施設の職員の方がおっしゃっていた「育て直し」という言葉が大変印象に残っています。

その意味するところは、児童自立支援施設にやってきた子どもの多くは、これまで家庭での愛情、教育、しつけなどの「育ち」を経験してこなかった。そこで、施設が、家庭に変わって、本来なら生まれて直ぐに経験したであろう「育ち」を、ここから経験させたいということであったと思います。

私としても、親との死別、虐待など、家庭で暮らすことができない子どものための措置として、養護施設がいいのか、里親がいいのか、分かりません。

ただ、子どもといっても、色々な個性を抱え、色々な育ちをしてきたと思いますので、それぞれの子どもにあった養育にするため、色々な選択肢を与えられるようにできたらいいと思います。

最後に、里親の経験談をまとめた本をご紹介させていただきます。是非お時間のある方はご一読頂いたら、里親のことをより深く知って頂けるのではと思います。

『「家族」をつくるー養育里親という生き方』村田和木著（中公新書ラクレ）

- ※1 青山学院大の庄司順一教授（臨床保育学）の1998年実施アンケートより（朝日新聞2008年4月15日記事）。
- ※2 児童養護施設入所児童等調査結果の概要（平成16年7月厚生労働省雇用均等・児童家庭局）より。なお、Wikipediaには、2007年3月31日現在、2339人の里親に3424人の児童が委託されていると記載されています（2008年5月24日現在）。
- ※3 桐野由美子編著「子どもの虐待防止とNGO－国際比較調査研究」59頁（株式会社明石書店）

ハムスターの生活

弁護士 住田 浩史

sumida@oike-law.gr.jp



- 1 ゴールデンハムスターを飼いはじめて、かれこれ3年ほどになる。といっても、同じハムスターをずっと飼いつけているわけではなく、何度か代替わりしており、今のハムスターは、「黒豆」という名前を持っている（以下「黒豆」という）。何匹かのハムスターの生活ぶりを観察し、ハムスターにもだいぶ個体差、個性というものがあることがわかった。というわけで、黒豆の一日がどのようなものか、見ていくこととする。
- 2 黒豆の一日

黒豆はゴールデンハムスターで、2008年の1月ころに生まれたメスである。色は、原種といって、ほぼ茶色一色で、お腹は全体的に白いが少し黒い毛が混ざっているのが特徴である。体長は、2008年5月現在で約20cmくらいである。はじめは、黒豆という名前のおとこり小さかったのであるが、今では丸々としており、名前に似つかわしくない体格を誇っている。

さて、黒豆は、私が朝起きて仕事に行くときは、たいていはねぐらのなかで寝ている。昼間は、平日は観察できないが、おそらくおむね寝ているものと思われる。

これがざっと黒豆の一日の半分である。とりあえず、寝るのが自らの仕事であると心得ているようである。オーストラリアに行ったとき、動物園のガイドから、コアラは1日に2～3時間しか起きられず、観光客のために30分以上仕事をするのはものすごい重労働なんです、というようなことを言われたが、黒豆の睡眠もやはり必要にせまられたものなのであろう。

なお、たまに、ねぐらの中でカリカリという音を立てているが、どうも寝ながら食事をしていると思われる。黒豆の主食は、ペレットである。ペットショップでひまわりの種を山盛り与えられて幸せそうに埋もれているハムスターをたまに見かけるが、あれは贅沢をさせすぎており、あのような生活を続けると肥満体になることは間違いない。脂肪分の多い種は、一日1粒が目安である。

また、たまに動物性のタンパク質もとる必要があるということで、煮干しをやることもある。煮干しをやるときは、「野生（野生のゴールデンハムスターはシリアの砂漠にいたが、現在は絶滅危惧種である）ならば絶対に食べられないものをあげよう」と言ってもつ

たいつけてやることにしている。

そして、ついに黒豆がねぐらから起き出して活発な活動を見せるのが、夜である。夜、私が仕事から帰ってくると、黒豆はねぐらから出ながら、背伸びをする。短い両前足を、片足ずつ頭の前に思い切り突き出し、背中をぐんと伸ばしている。ちなみに、このとき、ものすごいあくびをすることがある。なにがものすごいかというと、口の中から外にペロンとめくれかえるかのように激しいあくびをするのである。絶対に顎関節が外れていると思うのであるが、2秒後くらいには元に戻る。

その後、黒豆は、私の姿を発見して、さらに背伸びを何回かしながら、ケージをよじ登り、カリカリと音を立ててケージを噛み出す。困った癖なのだが、これまでのハムスターもみんなケージを噛む癖があり、しつけができない。食事の催促なのか、外に出せという趣旨なのかはわからないが、鳴き声を出さないハムスターの意思表示方法の一つなのであろうか。

なお、食事をやると、ペレットや種のように見慣れたものであれば、頬袋にしまい込み、あとでこっそりとねぐらで食べることがほとんどである。お腹がすいているのかどうかはわからない。ただ、人前でなく落ち着いて食事をしたいのであろう。ただ、生の野菜などをやると、おいしいのか、その場で食べることもある。黒豆はほぼ何でも食べる。

あとは、車輪を回して走っているか、トイレをしているか、砂を浴びているか、ケージを雲梯代わりにして遊び回るか、とにかく好き勝手にやっており、おそらく明け方くらいに疲れて眠りにについている。名前を呼べばねぐらからめんどくさそうに出てくることがあるが、たぶん、別の名前を呼んでも出てくると思われる。

- 3 これが黒豆の一日である。

黒豆は、私が家にいないときは寝ており、帰ってくれば起き出す、ということで、生活のリズムも私と合致しているようにも思えるが、それは私が思っているだけで、黒豆自身は、とくに人間にペースを合わせるようなこともなく、独自のペースで生活している。ペットとして生まれてきたのであるから、ペットとして幸せな生活を送ってほしいと思っている。

変わる刑事法制

弁護士 草地 邦晴

kusachi@oike-law.gr.jp



1 平成 21 年、刑事事件についての法制度は大きな転換期を迎える。一つは、刑事裁判に国民から選ばれた裁判員が参加する裁判員制度が始まること、もう一つは国選弁護人が付される被疑者の対象が大きく拡大することである。

2 特に、これまで法律の専門家である裁判官だけが行ってきた犯罪事実の認定や量刑の判断に国民が直接関わることは、我が国の刑事司法において革命的な変化である。キャリア裁判官が行う刑事裁判が国民の常識や感覚と遊離しているのではないか、という指摘は以前からあったが、それを国民が直接参加することで改善しようというわけである。

この制度を支える国民の実際の負担は小さなものではない。裁判員裁判の対象となっているのは重大な刑事事件に限られている（※ 1）が、平成 18 年の統計で対象となる事件数は京都府下で 47 件にのぼる（※ 2）。1 件あたりの裁判員は 6 名で、その選定のために裁判所に出頭する候補者数は 50 ～ 100 人と予定されているので、1 年に 50 件と仮定すれば、京都府下で 1 年間に裁判員となるのは 300 人、候補者は 2500 人～ 5000 人にも及ぶことになる。裁判員の選定手続や裁判員として裁判に参加している間は、仕事や家事も休まざるを得ない。裁判に要する時間は、3 日以内で終わる事件が 7 割程度と試算されている（※ 2）が、3 割程度はそれ以上を要すると考えられており、本人はもちろん職場や家庭を含めた社会全体の理解や協力は不可欠なものとなるだろう。

しかし、万能の存在ではない人間が、過去になされた犯罪行為を正しく認識し、公平で適正な量刑を行うことは、想像以上に困難な課題であり、国民が直接参加したからといって直ちに問題が解決するわけではない。逆に、判断が感情に流れたり、量刑が不平等になるのではないかと懸念もある。肝心なことは、具体的な案件に対し、国民も被害者も裁かれる被告人自身も納得ができるような、公正な裁判が実現されることにある。

完全なる制度は存在しないと思うが、それでもなお、この制度が採用されたのは、国民が参加することによって、より健全な良識が反映され、公正な判断がなされるものと期待してのことであり、そうし

た制度を国民自身が選択したということである。この制度がうまく機能するには、国民一人一人が、その意義と責任を強く自覚することが不可欠であり、まさに個人のまた社会の成熟度が問われる制度であるとも思う。

3 また、起訴される前の被疑者の段階で国選弁護人を付することができる対象事件が、法定刑が死刑又は無期若しくは長期 3 年を超える懲役若しくは禁固に当たる事件に拡大され、対象事件数が大幅に増えることになる。

長期間に及ぶ身柄拘束中に行われる密室での取調べが、えん罪の温床となってきたことも、長く指摘された問題であった。平成 18 年 10 月には、重大事件について被疑者国選弁護人制度が導入されたが、その範囲が大きく拡大することになり、身柄拘束を受けながら経済的な理由で弁護人を選任できない被疑者の多くが、公費で弁護人を付けることが可能になる。これにより、被疑者段階から弁護人がついていくことが珍しいものではなくなり、捜査段階における虚偽自白によるえん罪の防止や、被害弁償なども含めた早期の弁護活動が期待されている。

4 裁判員制度の導入は一部の刑事事件であるし、また被疑者国選の制度もその全てが対象となるわけではない。しかし、その導入によって、刑事司法は国民に開かれたものに変容せざるを得なくなるし、犯罪捜査のあり方も変わらざるを得ないだろう。その目指した正しい理念が実現されることを切に願うものである。しかし、その実現には国民も司法関係者も相当の汗をかかなければならない、ということをお忘れてはならないだろう。

※ 1 死刑又は無期の懲役若しくは禁固に当たる罪や、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪で、強盗致死傷、殺人、現住建造物放火、強姦致死傷、危険運転致死等の犯罪などがこれに当たる。

※ 2 最高裁の HP

<http://www.saibanin.courts.go.jp/news/navigation.html>

消費者団体訴訟制度は日本を変える？

弁護士 長野 浩三

nagano@oike-law.gr.jp



1 消費者団体訴訟制度とは

2007年6月8日から消費者団体訴訟制度が施行されている。この制度は、内閣総理大臣から認定を受けた「適格消費者団体」が、不当な行為を行っている事業者に対し、その不当行為をやめることを請求できる制度だ。

2 適格消費者団体が差止できる範囲は

2007年施行の消費者団体訴訟制度は、消費者契約法の改正という形で行われた。この機会に認められた差止請求の範囲は、事業者の①消費者契約法に定める不当な勧誘行為（不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知、不退去、退去妨害）、②不当な契約条項の使用行為（不当な免責条項、過大な違約金約束、消費者に一方的に不利益な条項）である。

これに加え、2007年の法改正で、新たに景品表示法、特定商取引法に定める不当な表示・勧誘行為・不当条項等についても差止対象が拡大された。この法改正は2008年4月1日以降に施行され、同日以降、これらの行為も差止対象とある（特定商取引法は同日よりも施行が遅れる見込み）。

3 日本における適格消費者団体は

2008年5月28日現在、NPO法人消費者機構日本、NPO法人消費者支援機構関西、社団法人全国消費生活相談員協会、NPO法人京都消費者契約ネットワーク（KCCN）、NPO法人消費者ネット広島、NPO法人ひょうご消費者ネットの6団体が認定を受けており、さらに、いくつかの団体が認定の準備をしている。適格消費者団体については、内閣府のHPを参照（<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/tekikaku/zenkoku/zenkoku.html>）。

4 適格消費者団体の活動

それぞれの団体の活動についてはそれぞれのHPがあり、公表されているので詳細は各団体のHPを参照していただきたい。差止訴訟は下記の1件を含む2件のみが提起されているが、適格消費者団体の申入等により、事業者が事業を見直した事例は多い。

ここではKCCNの活動について紹介する。

(1) 敷引特約に関する問題

敷引特約は、消費者契約法10条で無効（この旨の裁判例として、神戸地判平成17年7月14日判例時報1901・87、京都地判平成18年11月8日など）にも拘わらず、巷では敷引特約が横行している。

そこで、2008年1月、比較的大手の事業者2社に対し差止請求した。同時に、差止請求外の申入として、今後解約し、または、過去に解約した消費者に対し敷引金を返還するかどうか回答するよう申し入れた。

それに対する事業者の回答の内容は、平成19年の一定時期以降新規契約については敷引特約を用いていない、消費者に対し返金するかどうかは個別の問題だから回答しない、というものだった。

それに対し、KCCNは、敷引特約を使用したら当該敷引金の倍額をKCCNへ支払う旨の誓約書の返送、敷引特約が消費者契約法で無効である旨の認識の有無の回答、消費者への返金の有無の回答を求めた。

これに対し、事業者は、違約金約束の誓約書は返送しない、無効であるかどうかは回答しない、返金の有無は回答しない、旨の回答をしてきた。

さらに、これに対し、KCCNは、合意更新時に敷引特約を除外しているのか回答を求め、消費者に対し返金すべきことを通知した。1社は法定更新のみで合意更新はしていないとの回答があり、1社は回答していない。

(2) 定額補修分担金に関する問題

定額補修分担金とは、退去時のリフォーム費用として返還されないものとして賃借人から賃貸人に対し授受される金員で、軽過失損耗までは別途負担しなくていいが、重過失・故意損耗の回復費用は別途負担すべきとするものだ。敷金が授受されない事例が多い。

不当な原状回復特約の潜脱手段であり、京都地判平成20年4月30日（裁判所HP）では無効との判断がなされている。

これについて、KCCNでは、2008年2月、不動産管理業者で自らも不動産賃貸業を行っている株式会社長栄に対し、訴訟外で差止請求書を送付するも、回答なく、こともあろうか、長栄は、同請求書を返送してくるという非常識な対応をしてきた。なお、同書では消費者に既に取得した定額補修分担金を返金すべき旨も申し入れていた。

これにつき、KCCNでは、2008年3月25日、日本で最初の差止訴訟を提起し、5月20日に第1回期日があった。今後、同訴訟の動向に注目していただきたい。

5 違法利益吐き出し・集团的被害救済制度の必要性

敷引・定額補修分担金の各特約で事業者が取得した金員は違法な収益であり、本来なら、消費者に返金されるべきだ。しかし、上記のとおり、事業者は自ら返金するとは言わない。これはやり得を許し、被害救済がされない状態を容認するものだ。現在、政府では消費者行政新組織・適格消費者団体が被害者に代わって事業者に対し違法利益を吐き出し、被害者へ回復させる制度について検討を開始しているが、まさにこの制度が必要である。

6 差止請求制度ができたことにより、事業者の消費者団体に対する対応が劇的に変わったといえる。適格消費者団体の活動を活発に行っていくとともに、違法利益吐き出し・被害救済制度の創設にも全力で取り組んでいきたい。

絵本のすすめ

弁護士 北村 幸裕

kitamura@oike-law.gr.jp



皆さんは、最近、絵本をゆっくり読まれたことがありますか？

小さなお子様がいらっしゃる方とか、子どもに接することが多い方は、よく目にしておられるかもしれませんが、大半の方は、最後に絵本を読んだのはいつだったかわからないくらい読まれていないのではないのでしょうか。私も、一時期はそうでした。

私は、もともと小説・漫画を問わず読書が好きなのですが、これまで絵本というものを好んで読んだことがありませんでした。私にとって絵本を読むというのは、感覚的には短い漫画を読むのに近く、書かれた文字を読みながら、ぼんやり絵を眺めるもの、つまり、挿絵付きの本の延長でしかなかったのです。

私が大人になってから接したのは、どこの本屋さんでも売られているようなありふれた大人向けの絵本でしたが、絵の善し悪しは別にして、ほとんどが挿絵付きの本の延長にすぎませんでした。挿絵付きの短い物語を読むくらいなら漫画を読んでいる方が絶対に楽しい、絵本は読書の苦手な方々が本に親しんでもらえるように作られたものだ、と勝手に思いこんでいたので、絵本をあえて読もうとは思いませんでした。

ところが、小さな子ども向けの絵本を読んでもみると、そんな私の絵本に対するイメージは一新されました。挿絵付きの本だなんてとんでもなかったです。勘違いもはなはだしい。

そもそも、子ども向けの絵本は、読み聞かせすることが大前提になっています。誰かに読んでもらって、その間、子どもは絵本の絵をジッと見る。自分で文字を追うのではなく、ただ絵だけを見るんです。そして、絵を見ながら、読んでもらった内容を聞きながら、子どもは色々想像します。この子どもの想像力を豊かにする様々な工夫が絵になされているんです。このことに気づいたときは、本当に感動しました。

絵には、今後の展開を想像させるヒントが隠されていたり、登場人物の気持ちの微妙な変化を表すものが描かれていたり、本編では語られていなかったサブストーリーが読み取れたり、非常に深い表現がされていて、絵から物語が読み取れるようになっているんです。まさに「絵本」の名にふさわしいものでした。

偉そうにわかったようなことを書いていますが、実は、

私が大人になって初めて絵本を読んでもらったときには、そんな深い表現が隠されていることに全然気づきませんでした。読んでもらいながら、知らず知らずのうちに文字を目で追っているんです。絵をあまり見ていませんでした。

また、気づかなかったのはそれだけが原因ではなく、固定観念に縛られてしまっている大人には、なかなか作者が表現していることが絵から読み取れないからでもあるようです。何度か読んでもらって、絵だけを見るように注意を受け、その上、色々ヒントをもらいうちに、ようやくその表現に気づきました。柔軟な発想をしている子どもたちは、そんなヒントがなくても一読して簡単にわかるらしいです。大人になって、頭が固くなったことをあらためて認識させられました。

私は、このことがあってから、絵本が大好きになりました。当然ながら、大人向けではなく、子ども向けの絵本です。

今回、絵本について書こうと思ったとき、ふと「三尺三寸箸」の話を思い出しました。

約1メートルの長さのお箸があります。地獄では、そのお箸を使って自分だけ物を食べようとするので何も食べられず悲しい気持ちになりますが、極楽では、そのお箸を使って他人に食べさせてあげるのでみんな満腹で幸せな気持ちになります。ごちそうがあるという状況は同じですが、お箸の使い方に象徴されるその人の心のありかたで全然違う結果になっています。心の持ちよう一つで人間は幸せにも不幸にもなれるという仏教の教えだそうです。

そのようなありがたい教えと直接関係するわけではありませんが、絵本を本当に楽しむには、誰かに読んでもらわなければいけません。他人と一緒に何かをすることでハッピーになれる、というところはこのお話と共通する部分だと思います。

皆さんもたまには童心に返って、ご家族、ご夫婦、恋人、友人などなど、大切な方との大切な時間に、ゆったりと絵本を開いてみてはいかがでしょうか？

パートタイム労働法の改正

平成20年4月1日、改正パートタイム労働法（正式名称：短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）が施行されました。主な改正点を簡単に紹介します（カッコ内はパートタイム労働法、施行規則の該当条文）。

1 雇入時の説明義務の強化（法6条）。

労働基準法で義務づけられている事項に加えて、昇給、退職手当及び賞与の有無（施行規則2条1項）について、文書の交付等（労働者が希望すればFAX、メールでもよい。施行規則2条2項）による明示が義務化されました。

2 パートタイム労働者の働き方に応じた待遇（法8条、11条）

①職務、人事異動の有無・範囲、及び契約期間が正社員と同じ者について

賃金をはじめとした待遇面で、パートタイム労働者であることを理由とする一切の差別的な取扱いが禁止されました（法8条）

②職務と一定期間の人事異動の有無・範囲のみが正社員と同じ者について

賃金については同じ給与制度・評価基準のもとで決定する努力義務が課せられ（法9条2項）、正社員に行っている教育訓練についても同一の方法で（10条1項。ただし、職務遂行に必要ではなくステップアップのためのものであれば、成果、意欲、能力、経験を勘案して行われればよい。10条2項）が課せられました（法10条

1項、2項）。また、福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室。施行規則5条）も利用させなければなりません（法11条）。

③職務のみが正社員と同じ者について賃金については一律ではなく成果、意欲、能力、経験等に応じて決定する努力義務が課せられました（9条1項）。教育訓練と福利厚生については②と同じです。

④職務が正社員と異なる者について賃金については③と同様です。教育訓練については成果、意欲、能力、経験を勘案して待遇を決定する努力義務が課せられました（法10条2項）。福利厚生については②③と同じです。

3 正社員への転換推進（法12条）

正社員募集要項の周知、転換希望申出の機会の付与、転換試験制度導入のうちのいずれかの措置を講じることが義務づけられました。

4 待遇についての説明義務（法13条）

求めに応じて、上記1、2、3について決定するにあたって考慮した事項を説明する義務が課せられました。

5 紛争解決（法19条、23条）

上記1（ただし賃金を除く）、2、3についての苦情があった場合、事業者は自主的に紛争を解決するべく努力することが義務づけられました（法19条）。また、都道府県労働局長による助言指導（21条）や調停制度（22条）も設けられました。

（弁護士 上里 美登利）

法律一口メモ



1 平成19年改正DV法が、今年の1月1日から施行されました。改正点は諸点ありますが、今回の改正で何ができるようになったのかについて、簡単に説明しましょう。

2 まず、今回の改正で、多様な禁止内容を命令できるようにしました。これまでは接近禁止程度しかできなかったのが重要です。具体的には、①面会要求、②行動の監視と思わせるような事項を告げること等、③著しく粗野・乱暴な言動、④無言電話や連続の電話・FAX、⑤深夜の電話等、⑥著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等、⑦名誉を害する事項を告げること、⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書、図画等の送付等の禁止ができます。といつても、

①、④や⑤以外は、分かりづらいいと思いますので、例示してみよう。

例えば、「昨日、（飲食店）にいたね。見ていたよ。」等と言うことは②にあたります。また、電話やメールなどで被害者を罵ったりすることは③にあたります。そして、死体の写真を送ったり、被害者のHPの書込欄に添付することは⑥に、「お前が何人の男を渡り歩いたか、みんな知ってるのか。」と言うことは⑦に、ヌード写真の顔だけ被害者の顔にして送付することが⑧にあたるでしょう。イメージできましたか？

1 これまで、暴力配偶者からの嫌がらせに耐えかね、被害者が暴力配偶者に会いに行かざるをえなくなってしまうこともしばしばあったようです。今回の改正により、そのような事態が減ることが期待されます。ただし、これらはいずれも「被害者に対して行うことが禁止される」だけですので、注意が必要です。

2 次に、被害者の親族等への接近禁止命令ができるようになりました。

これまで、被害者の親族に対して接近禁止命令はできませんでした。そのため、たとえ暴力配偶者が被害者に接近してはならないという命令があっても、被害者の近くにいる被害者の親族に接近することによって、暴力配偶者が被害者に近づくことが可能でした。これでは、暴力配偶者が被害者への接近を禁止されても、被害者が暴力を受ける危険性が出てきてしまいます。そこで、被害者の親族等への接近禁止命令ができるようになったのです。これによって、より実効的な被害者の保護が図られることでしょう。

3 以上、簡単に説明しましたが、裁判所にこのような命令をしてもらうためには、色々要件があります。DVで悩んでいる方がおられたら、まずはお近くの弁護士会に相談されることをお勧めします。

（弁護士 福市 航介）

平成19年改正DV法により被害者保護が拡充されます

小鳥たちは消費期限切れ赤福を食べた

弁護士 井上 博隆

inoue@oike-law.gr.jp



- 1、今年の冬は、庭のピラカンサに赤い実が鈴なりになった。メジロ、ジョウビタキ、ヒヨ等の小鳥たちが次々にやってきて、あっという間に食べ尽くしてしまった。その後も果物等をやっていたが、赤福の消費期限が過ぎたので、枝に刺して置いたところ、翌朝にはすっかり無くなっていた。鳥類愛護家に叱られるかもしれないが、食中毒を起こした様子はない。
- 2、昨年、赤福は消費期限の不適正表示等でマスコミに大きく騒がれ、無期限営業禁止処分等を受けた。赤福や白い恋人等の食品偽装問題について、日本人は、消費期限や賞味期限に過敏になりすぎ自分の頭で考えなくなったと、この風潮に違和感を唱える議論もある。#1
- 3、ただ、赤福についての農林水産省、三重県や(株)赤福の報告を読むと、コンプライアンスや内部統制が強く叫ばれる今日、企業特にオーナー企業において、同様の「不祥事」を起こして企業の存立を危うくしないために参考となることがある。
- 4、農水省は、①赤福が出荷残を冷凍した後、解凍・再包装して再包装した日を新たな製造年月日として表示したこと、及び②原材料表示について、使用した原材料の重量順に「砂糖、小豆、もち米」と表示すべきところ「小豆、もち米、砂糖」と表示したことが、JAS法に違反すると指摘している。#2
三重県は、③製造年月日の表示を、製造日後の1日後にし、これに伴って消費期限も1日後にしたことと④売残り商品を、包装し直したり冷凍・解凍・再包装して、消費期限を延長したことを食品衛生法9条2項違反、⑤消費期限を過ぎた赤福を、「あん」と「もち」に分け再利用していたことを食品衛生法50条3項違反と指摘している。#3
- 5、赤福では、①について食品衛生法上は問題がないと保健所のお墨付きをもらっていたが、JAS法について認識を欠いていた。②についてもJAS法の認識を欠いていた。#4

③④は、生産と営業が一つの組織によって管理され営業効率の面が重視され、また、創業家等一部の経営陣に権力等が集中しており、相互牽制がされていなかった。#4 ④は、不二家が問題となった際に社長が中止を指示したが、現場に浸透していなかった。#4 ⑤については、もったいないの精神はわかるとしても、

三重県は「消費期限の過ぎたものを安全性を確認せず使っていた。」と指摘している。#3

- 6、食品の安全性を自分の頭で考える必要があるにしても、その判断基準になる製造年月日や消費期限を操作することはやはり問題があった。

昔から石門心学 #5 が盛んであった京都発祥の老舗企業が、家訓に「先義後利」等を掲げているように、多くの企業は違法行為や信義に反する行為を御法度に行っていると思われる。

しかし、今日、法制度は非常に複雑となり（それ自体問題であるが）、しばしば改正され、常に注意していないと時代遅れになる状況にある。①②を考えると、感覚的に適法と考えることは危険が伴う。不断の専門とする法律家の関与や業界団体の研修・啓発等が必要とされる。

また、③④⑤からは、不祥事が起こることを防止するために、企業内部において、相互牽制組織や、コンプライアンス推進部門を確立させ、そして、情報が遅滞なく共有される必要がある。特にオーナー企業においては、これらが有効に機能するためには、経営者の確固とした姿勢が鍵を握っている。

- #1 堀場雅夫「偽装の裏にあるもの」日経ビジネス 2008.2.4 号
- #2 農林水産省「株式会社赤福が販売した商品（商品名「赤福餅 19 年 10 月 12 日」）：農林水産省の HP
- #3 三重県「『株式会社赤福』に関する調査報告書」（平成 19 年 11 月 20 日）：三重県の HP
- #4 株式会社赤福コンプライアンス諮問委員会「報告書」平成 20 年 1 月 31 日：株式会社赤福の HP、「告白 汚された暖簾 赤福社長浜田典保」日経ビジネス 2007.12.14-31 号
- #5 江戸時代中期、石田梅岩によって開かれた倫理学派。最近、企業倫理等の観点から見直されている。梅岩が講座を開いていた場所が、当事務所のすぐ北の「御池車屋町上ル」にあった。

参考文献

樋口晴彦「赤福はなぜ不祥事を避けられなかったか」日経ビジネスマネジメント spring2008 号、「2007 年のコンプライアンス」NBL850 号

昔を偲ばせる旧京都地家裁所長官舎

弁護士 上里 美登利
uesato@oike-law.gr.jp



- 1 御所の西向かいに、春になると立派な桜が塀越しに花を咲かせる大きな屋敷を見たことがあるという方は多くいらっしゃると思いますが、この屋敷が、京都地方裁判所の所長官舎として使われていたことはご存知でしょうか。京都地裁の所長官舎になったのは明治時代、それが、平成 19 年度にその役目を終えました。

同時期に、糺の森の南端に位置し、京都家庭裁判所の敷地内にある京都家庭裁判所の所長官舎もその用途を廃止されました。

所長官舎としての用途廃止の理由は、建物自体の老朽化とも聞いていますが、いずれの屋敷も非常に資産価値が高いことから、国有財産の有効活用の流れを受けたのではないかと推測されます。

この両所長官舎の用途廃止の件は、平成 19 年初夏に私が所属する京都弁護士会の公害対策環境保全委員会まちづくり部会に持ち込まれたのですが、用途廃止されると、そのまま建物が取り壊されてしまうおそれが高いということで、私たち部会員は、急いでこれらの建物の調査に着手しました。

- 2 どんな建物なのか～旧京都地裁所長官舎～

旧京都地裁所長官舎は、地裁職員の方によると、明治 24 年に、有栖川宮の旧宅を移築したものであると伝えられているとのことでした。残念ながら正式な文献を見つけることはできませんでしたが、京都市内に現存する公家住宅は、私が知る限り冷泉家しかないと思いますので、その言い伝えが本当であれば、非常に歴史的価値の高い建物であることになります。そこで、京都地裁にお願いし、本格的に暑くなり始めた昨年 7 月下旬、以前簡易調査をされた大学教授の先生に同行していただいて、屋敷内に入ることができました。

屋敷全体の構造としては、有栖川宮の旧宅が移築されたと思われる南側の棟と明治期に増築されたと思われる北側の棟に分かれ、中庭を取り囲む形となっていました。

南側の建物は、非常に立派な造りで、上手く説明できませんが、洋間、広い座敷、特に広い座敷の上手の南側には、床の間とは違って一段高い上段の間があり、上段の間の南側には、小窓がついており（火打窓というそうです。）、上段の間の北側にはさらに床の間のようなものがあるというもので、素人目で見ても、初めて見る非常に優美な造りでした。

- 3 ～旧京都家裁所長官舎～

同じように、京都家庭裁判所をお願いして、昨年 8

月上旬に旧京都家庭所長官舎にも入れてもらうことができました。

こちらの建物についても裏付けとなる文献を見つけることはできませんでしたが、家裁職員の方の説明によると、こちらの屋敷は、もともと三井財閥の所有で、明治 13 年に木屋町通沿いに建てられたのが大正 11 年にこの糺の森の南端に移築され、戦後、国が敷地とともに買い取って、昭和 30 年代に所長官舎になったということでした。

この家裁の旧所長官舎も非常に大きな屋敷で、客間棟、主屋、茶室の 3 棟からなっていました。非常に立派なのが客間で、かつては場所柄、京都大学の学者の先生が集うサロンになっていたようだと聞きました。

この屋敷において非常に特徴的なのが、主屋の上ちょこんとついている望楼（物見櫓のようなもの）だと思います。8 月の暑い盛りに汗だくになりながら上った望楼は、四畳半程の広さで、残念ながら四方に雨戸がはめてあったため、ほぼ真っ暗だったのですが、なんと、360 度ガラス張りできていました。雨戸を外して 360 度ガラス張りのなか月夜に佇めば、糺の森に囲まれて何と優雅な月見になったものかと想像せずにいられませんでした。

- 4 こうして昨年の夏は、暑い盛りに、まちづくり部会員の弁護士たちで調査に出向き、これら 2 つの建物の調査や保存をしてほしいといった意見書をまとめあげ、財務省や京都市、文化庁等に対して、京都弁護士会から意見書を出しました。

その後、どうなったかとやきもきしていたところ、今年の 2 月 28 日付の新聞報道で、京都地裁の旧所長官舎は、平安女学院が買い取り、現状維持の方向で利用される方針であるということを知りました。今後、建物に関する調査が進み、また、建物を広く公開してもらえればと思います。

京都家裁の旧所長官舎は、家裁の敷地内という性質上、売却等の問題は生じないようですが、老朽化しており、いつ取り壊されるか分からないところです。調査時に訪れた、昔のサロンを偲ばせる客間、そして、かつて月見が催されていたと思われる望楼を思うと、是非何らかの形で利用してほしいものと思うものです。

今年も夏がやってきて、去年の暑い盛りに行った昔を偲ばせる 2 つの屋敷の調査を懐かしく思い出しました。

青少年交換留学プログラム

弁護士 野々山 宏

nonoyama@oike-law.gr.jp



昨年7月から今年の6月まで、ライオンズクラブの青少年交換留学事業の京都府・滋賀県・奈良県の3県の地区の責任者に就任し、日本の学生を海外に派遣したり、海外の学生を受け入れるなどの活動に従事してきました。

ライオンズクラブの青少年交換留学は、1961年に神戸のクラブが提唱し、世界中に拡大し、現在では毎年、夏休みと冬休みを利用して、世界各国のクラブ間で行われるようになりました。2008年の夏期には、日本から、北米、ヨーロッパ、オセアニア、アジアの各国に約230名を派遣し、世界各国から派遣生と同数程度の来日生を受け入れています。派遣あるいは来日した学生たちは、4週間から6週間海外に滞在し、主にライオンズクラブ会員の家庭にホームステイをして過ごし、その国の文化や社会生活を学びます。また、一定の期間、各国のクラブが企画したユースキャンプに参加することもあります。ユースキャンプは、それぞれの国に派遣されてきた学生たちを1ヶ所に集めて一定のテーマで数日間を過ごすもので、その内容は各国で工夫されています。日本では、例えば、各国1名ずつ何十人かの学生に広島へ行って原爆ドームや資料館を見てもらい、その学生同士で、グループ別となって原爆や平和に対する意見を議論してもらうユースキャンプがあり、毎年、各国や宗教などの立場から白熱した議論がされています。ヨーロッパでは音楽や自然をテーマにしたユースキャンプも企画されています。

京都・滋賀・奈良地域では、2007年冬期の派遣学生6名、来日学生6名、2008年夏期の派遣学生6名、来日学生5名でした。来日留学生は、様々な国から来ています。それぞれの留学生の性格もありますが、考え方や行動にお国柄があって、それを発見したり、実感できるのも楽しい体験です。

この青少年交換留学活動の中で最も大変なのが、来日学生のホームステイ先の確保です。ライオンズクラブ会員が比較的高齢なことや、以前ホストファミリーになったときには家族に同じ年代の学生がいたが既に独立したなどの理由から、ホストファミリーのなり手が少なくなっているのです。少子高齢化社会の中で、海外留学生のホームステイ先が減少しているのは、日本全体の傾向のようです。

しかし、海外留学生のホストファミリーとなることは、居ながらにして国際交流、国際親善の担い手となることです。海外観光旅行だけでは知ることのできない、海外の人たちの考え方や感じ方を知る機会です。日本を留学先に希望する学生は、意外なほど日本のことをよく知っていてびっくりすることがあります。日本がその国で、どのようなとらえ方をされているかを知る機会にもなります。私も、これまでに、オーストラリアの高校生、フィンランドの大学生のホストファミリーになったことがあります。この夏はアメリカの学生のホストファミリーになります。オーストラリアの高校生は明るく、自分の国を誇りに思っていることが良く伝わってきました。フィンランドの大学生は建築家を目指しており、とても物静かでしたが、芯の強さを感じました。後に見た、映画「かもめ食堂」がとても身近に感じられました。皆さんも、短期のホストファミリーの依頼があったときには、ぜひ引き受けてみたらいかがでしょうか。

私は、英語が苦手ですが、留学生とは身振り手振り混じりのブローケン英語で結構通じるものです。それでも、細かいニュアンスは通じませんし、私より英語ができる家族や友人たちは、もっと楽しそうにコミュニケーションを取り合っています。それらを見ると、学生時代、そして仕事に就いた後にも、英語の勉強をさぼっていたことが悔やまれます。法律の改正運動に取り組む際には、海外の文献調査や海外への現地の実情調査が欠かせなくなっていますが、そんな時にも感じる後悔です。そんな後悔をしないよう、できるだけ早い段階で、真剣に語学に取り組むことをお勧めします。

未公開株にご注意

弁護士 長谷川 彰

hasegawa@oike-law.gr.jp



- 1 人間誰しも金銭欲があり、それが経済の原動力とも考えられます。しかし、このような金銭欲につけ込んで詐欺ないし詐欺まがいの商法が闊歩するのである。
「世の中ウマイ話なんてない」「だまされる方が悪い」なんてことがよく言われます。しかし、ウマイ話もあるところにはあるようです。いささか旧聞に属しますが、リクルート事件では、リクルート・コスモスという会社が上場する前の未公開株が、賄賂として渡されました。株式が店頭上場されるや高値で取り引きされ、事前にリクルート・コスモス株の譲渡を受けていた官僚たちは、株を売却して莫大な利益を得ました。
このような違法行為でなくても、NTT株の第1次の売り出しで抽選にあたって株式を入手した人たちは、それなりの利益を得たはずで、
従来から、投資家の間では、「新規上場株は、上場後高値を付ける」と考えられているようですが、NTTの上場やリクルート事件で、これまで投資経験のない人にも「未公開株は容易に入手できないが、特別な方法で入手できれば、必ず一儲けできる」ウマイ話だという認識が広まっているのではないのでしょうか。
- 2 このような世間の常識(?)を利用したのが、未公開株詐欺とでもいうべき悪徳商法です。
未公開株商法の手口にはいくつかの類型があります。たとえば、新興のIT企業などの未公開株を何らかの方法で入手して、「この株は近々上場予定です。上場されると1株1万円程度の値段が付くと予想されます」などと言って、1株1,000円程度で売りつけます。しかし、実際には上場予定などなく、配当すらない株式であり、紙くず同然の株券が残るというパターンであります。また、株式発行企業も共謀しているケースもあります。さらには、比較的名の通った会社（私が手がけた被害事例では日本振興銀行が対象会社とされていました）で、株式を公開していない会社の株式を買い付けるための投資組合を作り、その投資資金名目で出資させるという手口もあります。この手口では、結局株式を購入することすら実行されません。
- 3 未公開株商法に共通するのは、売買の対象とされる株式が、実際には上場が予定されていない会社の株式であるということです。先ほど紹介した「ウマイ話」はいずれも株式が上場されて、大きな利益が得られたという事例であったことを思い出してください。上場されなければ、その株式は紙くず同然の無価値のものです。いつの間にか倒産したというケースもあるようです。
また、株式の売買等を業として行うには、証券業者としての登録が必要ですが、未公開株商法を行なう業者は、無登録業者であることがほとんどです。したがって、その様な業者が、業として株式の売買を行うことはそもそも違法なのです。
- 4 未公開株商法により、高値で未公開株を買わされた被害者が、販売会社やその会社の役員を相手に裁判を起こし、損害賠償請求を認める判決がいくつも出ています。しかし、その様な会社や役員個人に資産がなければ、判決を執行することもできず、支払った株式代金を取り戻すことができないという事例がたくさんあります。
ウマイ話は、一部の政界・官界にあるのは否定できないようですが、私たち庶民のところには持ち込まれるウマイ話は、眉にたっぷりつばをつけて聞かないと、大損をするということを肝に銘じたいものです。

XJAPAN のライブに行ってきました

弁護士 谷山 智光

taniyama@oike-law.gr.jp



今年3月28日～30日の3日間、東京ドームでXJAPANのライブが行われました。XJAPANと言っても知らない人もいるかと思われます。かくいう私も、とくにファンというわけではありません。中学生のころにCDで聞いた程度です。ですので、これから書くことは、熱狂的なファンの方からすれば、「間違っている！」と怒られることかもしれませんが、ご容赦ください。

XJAPANを知らない人も、小泉元総理のバックで流れていた曲は覚えているのではないのでしょうか？そう、あの曲を歌っているグループです（ちなみに、あの曲は「Forever Love」という曲です。）。ビジュアル系ロックバンドの先駆けともいべきバンドで、1997年に惜しまれつつ解散しました。その後、ギターのHIDEの死もあり、再結成はないものと思われていましたが、今年、再結成し復活ライブが行われました。その名も「攻撃再開 2008」です。チケットは即時完売、いまだに根強い人気があることをうかがわせました。ライブ当日、東京ドーム前には、コスプレをした熱狂的なファンが多数いて独特な雰囲気でした。グッズ売り場は長蛇の列で、グッズを見るだけでも1時間近く並ばないといけない状況でした。東京ドーム前に集まった誰もが、今か今かと盛り上がる中、16時の会場予定時間になっても門が開きません。少し手間取っているのかなと思いつつも、開演時間の18時になっても開きません。雨も降り出し、さすがに並んでいる人たちもざわつきはじめました。ひょっとして中止かとも思う中、18時半になってようやく開場されました。しかし、すぐに開演できるわけなどなく実際開演したのは本当であればライブが終わってしまっているべき時間の21時前でした。いろんな意味で待ちに待たされたこともあってか、実際始まると会場は大盛り上がりでした。「Rusty Nail」、「Silent Jealousy」、「WEEK END」、「紅」など私でも知っている曲が次々と披露されました。再結成までに10年の年月が経ちましたが、ボーカルのTOSHIの高音ボイスはいまだ健在でしたし、YOSHIKIのドラムもやはり迫力がありました。ライブは、YOSHIKIのドラム破壊パフォーマンスやHIDEのホログラムなど見せ場がちりばめられていました。ただ、開演時間が遅くなってしまったことや、YOSHIKIが失神して演奏不能となったことにより、16曲予定されていたのが、たったの8曲で終わってしまいました。恒例

の「X」でのXジャンプ（観客が「X」という曲にあわせて、腕を交差させジャンプする。）もありませんでした。というわけで不完全燃焼ではありましたが（なお、残り2日は予定通り演奏されたようです）、復活初日を見られたことには意味があったと思います。XJAPANのライブに行ったことがなかった私でも十分楽しむことができました。

XJAPANが今後どのような活動をするのかは注目です。今回は、HIDEの映像をうまく使ってライブを行っていましたが、その映像も限りがあるでしょうし、なにより今後新曲を出せばHIDEをからませることはできません。この点をどう克服するかがXJAPANの今後の課題だと思います。一度解散したバンドが復活することは容易なことではありません。復活が過去の栄光を汚す場合もあります。ただ、ファンとしては、やはりもう一度見てみたいと思うのでしょうか。かくいう私も次はBOØWYの復活をひそかに期待しています。



日本版ロースクールの推進のために

弁護士 福市 航介

fukuichi@oike-law.gr.jp



1 はじめに

日本版ロースクール制度については、現在、ある程度落ち着いたとはいえ、今もまだ試行錯誤の状態である。そこで、旧司法試験を経験し、かつ、日本版ロースクール制度を経験した人間の一人として、ロースクール制度の推進のために改善すべき点について所感を述べたいと思う。なお、この所感は、私がロースクールに在籍した2～4年前を基準とするものであり、留意されたい。

2 ロースクールの理念の重要性

ロースクールの特徴は、実務家と法学者とが連携して法学教育にあたり、同じ志を持った仲間と同じ空間で議論し、自らの知識を確認・運用していくことが可能とするところにある。豊富な経験を語る実務家を見ることで、目指すべき法曹の具体的なイメージをつかみつつ、同じ志をもった仲間を常に意識しながら修学する日々は、常に知的好奇心を刺激する。ロースクールで真面目に修学する限り、このような経験をすべからず学生は体験することができるように思われる。

ロースクール制度そのものは、法律家を育成する環境としては優れており、その重要性は誰もが否定できないと思われる。

3 改善すべき点—プロセスと点との調和を

しかし、そのロースクールも、最近、問題点が指摘されている。ロースクールの試験予備校化がそれである。

(1) プロセスの機能不全の危機

ロースクールは、これまでの「点（試験）」による法学教育から、「プロセス（法学修得のための日々の修練）」重視の法学教育への転換を図ることを目的として設立された。しかし、それが、今、機能不全の危機に陥っているように思われる。

すなわち、ロースクールで獲得しようとしているものが実務家としてのスキルや知識であるのに対し、司法試験で聞かれるのは従来の司法試験と同様に法律の知識と法律論文なのである（勿論、ロースクールでは法学の基礎を学ぶが、それは実務家としてのスキルや知識を得るためであり、主たる目的はやはり実務家としてのスキルや知識の修得であると思われる）。そうすると、必然的にロースクールの講義が必ずしも司法試験に直結しないという事態が生じる。これにより生じているのが、ロースクールの予備校化なのである。新入生獲得のために合格者を増やさなければならない学校側の思惑と司法試験に受からなければ未来が開け

ない学生の利害は一致し、そのような傾向が次第に強くなっているように感じられる。

(2) とるべき改善策

ロースクールそれ自体の重要性は否定することはできないし、そこでの修学は、それが真面目になされる限り、効率的かつ意欲的なものとなるものと思う。少なくとも私にとっては、ロースクールでの修学は、一人で試験勉強をしていた時期よりも健全かつ充実したものとなった。(1)で述べたようなロースクールの現状を目の当たりにして、では廃止したらどうか等という意見が聞かれるが、それは短絡に過ぎる。

問題の原因は、「プロセス」と「点」とを同じ平面上に置かれていないため、両者が調和していないところにある。単に結果だけを求める「点」による教育は、点にたどり着くためのスキルの修得だけを目指すものとなり妥当ではない。しかし、他方で、「プロセス」だけの教育は、本当に教育が効果を上げているのかを知ることができないのでは高い質を確保する方策としては非効率である。そして、「プロセス」が目指すゴールとゴールの到達度を測る「点」とが同一平面上になれば、「プロセス」がプロセスたる意味と「点」が点たる意味を見失う。

私は、「プロセス」と「点」をうまく調和させるためには、ロースクールを管轄する文科省と司法試験を管轄する法務省との間で、「プロセス」と「点」とのあるべき調和点、ひいてはロースクールにおける到達点の具体的なイメージの共通認識化を積極的に行っていくことが根本的な解決に不可欠であると考えている。現在の状況を考えれば、文科省と法務省が、このような検討を真剣に取り組んでいたか疑問であり、早急な対策が必要である。

4 おわりに

現在、ロースクールの講義自体を残しつつ、課外で試験対策を取り入れる方法を採用しているロースクールが多いと聞く。文科省は、試験対策をやらないう指導しているが、文科省と法務省との間で、「プロセス」と「点」とのあるべき調和点のイメージが共通化されていない現状では、ロースクールの理念と学生・学校の将来とを調和させるためには試験対策を別途も受けることはやむを得ないと思われる。しかし、それはあくまでも臨時の経過措置であって、日本版ロースクールの推進のためには、「プロセス」と「点」とのあるべき調和点について、一刻も早い結論を得なければならない。

最近の読書日記

弁護士 茶木 真理子
chaki@oike-law.gr.jp



1 年程前から電車通勤になってからというもの、通勤時間には本を読むことが多い。通勤時間が唯一本をゆっくり読むことができる時間と言ってもよいので、この時間の読書が毎日の楽しみになっている。薄めの文庫であれば、2、3日で読めてしまう。

読んでいるのは、ほとんどが小説である。ジャンルはミステリーが多い。

学生の頃は宮部みゆきが好きで、多重債務問題を扱った「火車」や不動産競売にまつわる人間模様を描いた「理由」などは、法曹の世界に興味を持たせてくれた作品であった。これらの作品は弁護士になった今でも、読み返すことが多い。

昔は自分で本を選んでいて私も、最近では自分で本屋へ行くことは少なく、同じく本好きの夫に、おもしろい本はないかと尋ねて、勧められた本を読むことにしている。たまに自分で本を買ってみても外れることが多いので、自分で買うことはあまりせず、夫の選択を信じるのみである。昨年から今年にかけて、何冊か「これは！」という本に出会うことになったが、それも全て夫が買ってきた本である。そのうちの2冊を以下に紹介したい。

「ゴールデンスランバー」伊坂幸太郎

ご存じの方も多いと思うが、今年（2008 年）の本屋大賞に選ばれた本である。最近では今年の山本周五郎賞も受賞した。この本は本当におもしろかった。本屋大賞に選ばれたのも納得である。あらすじとしては、首相暗殺の濡れ衣を着せられた青年が仙台の街を逃げ回る話なのだが、とにかく物語の伏線があらゆるところにしかけられており、何気なく読んでいた人物や出来事が後から重要性を持ってくるなど、著者の才能に驚かされた。そして、ここでは多くを書くことができないが、物語のラストがまた最高なのである。

伊坂幸太郎の作品としては、「アヒルと鴨のコインロッカー」や「死神の精度」などが有名かもしれないが、私はこの「ゴールデンスランバー」が初めての伊坂作品であった。「ゴールデンスランバー」を読み終えた後、伊坂作品を読み漁ったが、この本を超える作品はなかったと思う。

「一瞬の風になれ」佐藤多佳子

高校入学とともに陸上を始めた主人公（男）が、インターハイを目指して陸上部の仲間と日々努力する姿を描く青春小説。物語は3巻に別れており、主人公の陸上部入部から高校3年生の夏までというかなり長い期間の話が事細かに描かれているのであるが、軽いタッチのせいが一気に読めてしまう。この本がターゲットとしているのは中学生や高校生だと思われるが、私のように学生時代がかなり過去のものとなっているような人でも、学生時代の良さを思い出させてくれたり、もっと昔にこの作品に出会っていれば私の学生時代も少しは変わっていたかなあと思わせてくれる作品である。続いて、同著者の「しゃべれども しゃべれども」を読んだが、これもなかなかの好作品であった。ちなみに、この「一瞬の風になれ」は昨年（2007 年）の本屋大賞受賞作である。

こうなると、本屋大賞受賞作品をただ紹介しているだけの感も否めないところではあるのだが、「ゴールデンスランバー」を読み終えた時の感動は久しぶりに味わったもので、とても言葉では言い尽くせない。皆さんもお時間があれば、この2冊の本を是非読んでみてください。

道路交通法―最近の改正から―

飲酒運転による悲惨な事故の多発により、飲酒運転に対する罰則の強化が行われたのは記憶に新しいところですが、そのほかにも、近年、道路交通法上重要な法改正がいくつかなされています。

私たちにとって身近な法律でもありますので、ここで最近の主な道路交通法改正の内容を簡単にまとめてご紹介します（カッコ内は道路交通法の該当条文）。

1 飲酒運転に対する規制強化（平成19年9月19日施行）

① 罰則の強化（117条の2第1項、117条の2の2第1項）

② 飲酒運転のおそれがある者への酒類提供罪の新設（65条3項、117条の2第3項、117条3の2第1項）、車両提供罪の新設（75条第1項3号、117条の2第4項、117条の2の2第6項）

③ 飲酒運転者同乗罪の新設（65条4項、117条の2の2第4項、117条の3の2第2項）※例えば、酒酔い運転であることを知って同乗した場合、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金・飲酒検知拒否罪の罰則強化（118条の2）
高年齢運転者標識の表示義務化（平成20年6月1日施行） 罰則の新設（71条の5第2項、121条9号の3）

3 後部座席のシートベルト装着義務化（平成20年6月1日施行） 高

速道路等において違反をすると行政罰（71条の3第2項）

4 自転車の通行のルール見直し（平成20年6月1日施行）

① 児童、幼児、70歳以上の高齢者等、ないし安全確保のためやむを得ない場合には歩道走行してもよい（63条の4第1項2号、3号）

② 歩道上に自転車通行部分が指定されている場合、歩行者はできるだけこの部分の通行を避けなければならない（10条3項）

③ 児童や幼児が自転車を運転する場合、保護者はできるだけヘルメットを着用させるよう努力しなければならない（63条の10）

なお、自転車については、上記のように、一定の場合に歩道上を走行できる要件が緩和されましたが、一方で、携帯電話を操作しながらの走行等、歩行者にとって危険な運転が目につきます。平成19年3月20日には、警察庁交通局が自転車の悪質な交通違反を取り締まるよう全国の警察署に指導しており、検挙件数（ちなみに、自動車とも異なり反則金制度もありません）も増加しているようです。ただ、根本的には、歩道と車道の間に自転車専用の通路を整備する等しなければ、事故発生は防止できないとも思われます。（弁護士 住田 浩史）

法律一口メモ

裁判員法といわれる表題の法律が、平成21年5月21日から施行されることになりました。いよいよ裁判員制度が始まることになりましたが、施行されるといつてもその日からすぐに始まるわけではありません。施行後、対象となる重大な事件の被疑者が裁判所に起訴され、公判前整理手続という裁判当日までに事件のポイントや証拠を整理する手続が行われます。また、その事件を担当する裁判員を選ぶ手続も行われますので、実際に裁判員による裁判が行われるのは7月下旬頃と考えられています。

裁判員になったら、裁判で、大きく分けて3つのことを判断することになります。

第1に、事実認定です。裁判ではまず事実が争われますので、法律を適用する前提として事実を確定しなければいけません。この争われている事実を確定することを事実認定といえます。公判までに、裁判の關係者が事件の争いのある部分を整理していますので、その部分について判断することが主になります。例えば、被告人が殴ったために被害者が死んだことは間違いないが、被告人には殺すつもりはなかった、ということが被告人側から主張されます。このような争点について、検察官と被告人・弁護人のどちらの主張が正しいのかを判断するのが事実認定です。

第2は、法令の適用です。確定し

た事実についての法律を適用させるのかを判断することになります。前の例でいうと、被告人には殺すつもりがなかった、という事実が確定されれば、適用する法律は刑法205条の傷害致死罪になるといったことです。

第3が、刑の量刑です。日本の刑法は量刑の規定に幅がありますので、その範囲内での刑が妥当かを考えなければなりません。傷害致死であれば、3年以上20年以下の範囲で懲役の期間を決めることになります。

裁判員制度が始まったときに裁判員の方々に求められているのは、職業裁判官に求められているような専門的判断ではなく、個々の裁判員なりの素直な判断だと思います。真っ白な気持ちで法廷に立たれた裁判員の方々が、お互い議論を重ねてよい判断に到達できるよう、私たち弁護士も、実施までの残りの期間、工夫を重ねてゆくつもりです。

（弁護士 北村 幸裕）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律について

事務所旅行記

i
n
愛知



今年の事務所旅行は貸切バスで愛知県。このところ遠方ばかりでしたが、ようやく「近場でグルメ」旅行の実現です。

開通したての新名神をスイスイと進み、まずは「ひつまぶし」の名店「蓬萊軒」へ。開店前にもかかわらず長蛇の列が。実は旅行担当者が是非とも行ってみたかったお店です。職権乱用(?)で今回のプランにねじ込んだのですが、期待を裏切らない美味さ! 香ばしくてカリッとした食感でした。

イタリア村でブラブラしたりジェラートを食べた後に、名古屋港水族館へ。イルカやシャチなど可愛い海洋生物や、優雅に泳ぐ魚の姿にしばし癒されました。しかし、中には「美味しそうだな」と呟く食いしん坊(某N井弁護士)も…。



そして今回の旅一番の目的地、日間賀島に。知多半島の先、三河湾に浮かぶ小さな島です。昭和の香りが漂う、ゆったりとした時間が流れる島で、初めて来たのになんとか懐かしい。徒歩やレンタサイクルで、のどかな漁村の風景を楽しみました。宿は綺麗で、なんといっても夕食が豪華! マイナーな島ですが、宿のおばちゃん曰く、ふぐの漁獲高は日本一。てっさ、湯引き、唐揚げ、てっちり等々のふぐづくし。ここのてっさ、忘れられないくらい分厚かったです。その他も、蛸やヒラメなど海の幸で満腹。ひれ酒も飲んで、カラオケで盛り上がって、大満足で一日目を終了。



2日目は「セントレア」の愛称の中部国際空港に寄ったあと、半田市にある博物館「酢の里」へ。江戸時代の酢作りの工程が展示されている、ミツカンの資料館です。資料館全体にお酢のすっぱい匂いが漂っていましたが、匂いの発生源である発酵室は、息を吸い込むとむせるほど強烈。「ミツカンのマークは明治17年に公布された商標条例に従って、登録された」という説明を見てしきりに感心していたのは、知財専門の弁護士。さすが着眼点の違いです。



最後にキュービーの挙母工場へ。マヨネーズの製造過程が見られる工場見学です。1分で600個の卵を割る割卵機を見ましたが、あまりの早さに目が回りそうに。機械もさることながら、高速で動く割卵機から、うまく割れなかった卵を瞬時に取り除く作業員の動体視力に脱帽でした。



そんなこんなで、観光も食べ物に関する場所ばかりという、超グルメ旅行を無事に終え、バスでまったりしながら帰ってきました。

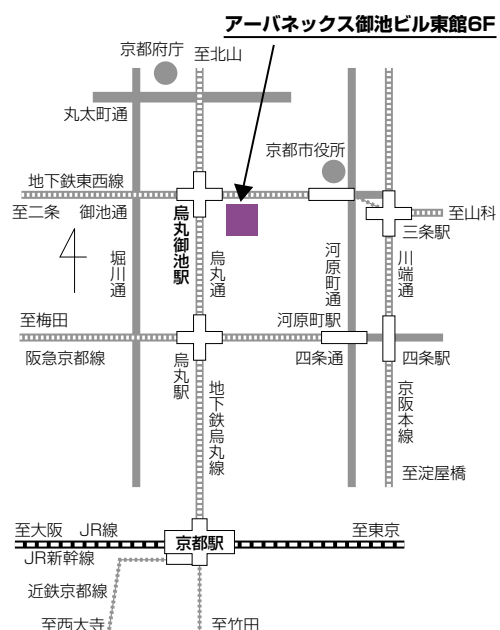
旅行担当：茶木・赤阪・岩田

編集後記



今年もまた暑い季節がやってきました。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。1年に1度、当事務所の近況をお伝えする「燦」をお届けします。当事務所も弁護士・事務局員あわせて29名の大所帯となり、それにともない原稿内容も多様なものになりました。普段とは違った各人の一面に触れていただき、皆様により身近に感じていただければと思います。ご意見、ご感想をお寄せいただければ幸いです。

事務所へのアクセス



京都市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士のバッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもしっかりみえるという意味がありますが、その音はSUN（太陽）にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。

(創刊号巻頭言より)



発行人 御池総合法律事務所

編集者 谷山 智光

米倉 智子 岩田 潤美